

第五次伊勢崎市違反広告物是正指導計画

1. 目的

この計画は、景観形成の重要な要素の一つである屋外広告物の適正化を図るために、幹線道路沿線等に表示・設置されている屋外広告物を調査し、伊勢崎市屋外広告物条例に違反している屋外広告物の広告主や設置者に対して文書による是正指導を行い、本市の良好な景観形成を推進することを目的としている。

2. 期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日（令和5年度から令和7年度）の3年間

3. 実施路線

この計画に基づく実施路線は、次のとおりとする。

(1) 令和5年度（合計 11.2 km）

- ・ 県道深津伊勢崎線 聖苑入口交差点～八幡町交差点 区間内（2.5km）
- ・ 主要地方道伊勢崎大間々線 八幡町交差点～平和町南交差点 区間内（1.7km）
- ・ 主要地方道桐生伊勢崎線 平和町南交差点～本町四丁目交差点 区間内（0.2km）
- ・ 主要地方道伊勢崎深谷線 本町四丁目交差点～市役所東交差点 区間内（1.0km）
- ・ 国道462号 市役所東交差点～坂東大橋北交差点 区間内（5.1km）
- ・ 市道(伊)1-118・1-521・1-558・(赤)2-328 聖苑西交差点～本関町地内 区間内（0.7km）

(2) 令和6年度（合計 9.2 km）

- ・ 国道50号 下触町地内～間野谷町地内 区間内（6.4km）
- ・ 主要地方道前橋西久保線 赤堀今井町地内～西久保町交差点 区間内（2.2km）
- ・ 県道笠懸赤堀今井線 赤堀今井町2交差点～赤堀今井町交差点 区間内（0.6km）

(3) 令和7年度（合計 11.5 km）

- ・ 県道駒形柴町線 宮子町地内～宮子町地内 区間内（0.7km）
- ・ 市道(伊)3-154 宮子町地内～連取町交差点 区間内（1.9km）
- ・ 主要地方道前橋館林線 連取町交差点～境東新井地内 区間内（8.9km）

4. 実施路線図

別紙のとおり

5. 市民・事業者等への周知

(1) 広報、市ホームページへ掲載

- ・ 広報いせさき 令和5年4月16日
- ・ ホームページ 令和5年4月16日

(2) 群馬県屋外広告美術業協同組合等の関係団体へ文書で通知

- ・ 発送予定日 令和5年4月16日

(3) 都市計画課景観係窓口で、周知チラシを配布